

台湾における新型コロナウイルス感染症対策の特別立法 - 重度かつ特殊な感染性肺炎の防止及び救済振興に関する特別 条例など -

上拂耕生

1. はじめに

2019年末に中国武漢で発生源が確認された新型コロナウイルス肺炎(COVID-19)は、世界中に感染拡大し、2021年10月時点でも世界各国で混乱した状態が続いている。そうした中、台湾は、迅速かつ徹底した防疫対策により感染拡大をある程度抑え込むことができ、感染確認者数および死者数は低水準であり、世界的にも評価されている国・地域の1つである。台湾にも、感染症対策の根拠法として感染症予防法(傳染病防治法)があり、同法に基づき、COVID-19対応措置を講ずることも、ある程度は可能である。しかし、感染力が高く、かつ凄まじい勢いで世界中に蔓延するCOVID-19に適切に対応するため、台湾では、COVID-19対策の特別立法である「重度かつ特殊な感染性肺炎の防止及び救済振興に関する特別条例¹⁾(原語:嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例。以下「特別条例」とする)が制定され、2020年2月25日に総統令で公布された(特別条例の法律上の問題は、別稿で論じる)。

本稿は研究資料として、特別条例の全文訳とともに、同条例に基づき定められた補償に係る規則(「辦法」、行政院各部が定める委任命令で、日本の省令に相当する)の一部を、すなわち、①隔離・検疫補償、②接収・徴用補償、③事業者・労働者等に対する補償に分類して掲載する。

2. 法律

重度かつ特殊な感染性肺炎の防止及び救済振興に関する特別条例(2021年5月31日改正)

・2020年2月25日、19カ条をもって制定・公布(中華民國總統令10900021291号)。施行期間は、2020年1月15日から2021年6月30日までとする。ただし、第12条から第16条は、公布の日から施行するものとする。施行期間が満了した場合、立法院の同意を得てこれを延長することができる。

¹⁾台湾において、立法院(日本の国会に相当する)が定める法律の名称について、立法慣例では、一般事項、基本事項を対象として規律する場合は「法」が、特定、限定的または特殊な事項を対象として規律する場合に「条例」が用いられる(蔡秀卿・王泰升編著『台湾法入門』法律文化社2016年30~31頁)。

- ・2020年4月21日、第11条を改正・公布、第9条の1を追加(中華民国総統令10900042411号)。
- ・2021年5月31日、第11条及び第19条を改正・公布(中華民国総統令11000052351号)。施行期間は、2020年1月15日から2022年6月までとする。施行期間が満了した場合、立法院の同意を得てこれを延長することができる。

第1条

重度かつ特殊な感染性肺炎(COVID-19)を効果的に防止し、人民の健康を維持し、併せてその国内の経済、社会に対するインパクトに対応するため、この条例を制定する。

第2条

- ① 公立・私立の医療(医事)機関において感染防止、医療、介護を遂行する医療人員及びその他感染防止に関連する業務に従事する人員には、中央の衛生所管機関が補助を与えまたは手当を支給しなければならない。
- ② 公立・私立の医療(医事)機構及びその他関連する機関(機構)、学校、法人、団体並びにその人員が、この条例の感染防止業務を遂行するにあたり顕著に功績があった場合は、各級の政府機関(機構)、学校、法人、団体は、褒賞を与えなければならない。
- ③ この条例上の感染防止業務を遂行したことにより、重度かつ特殊な感染性肺炎に感染し、傷病、心身の障害、死亡を引き起こした場合、中央の衛生所管機関は、補償をし、各種給付またはその子女の教育費を補助しなければならない。

第3条

- ① 各級の衛生所管機関により在宅隔離、在宅検疫、集中隔離または集中検疫を受けるべきと認定された者、及び一人で生活することができない要隔離者、要検疫者を世話するために休暇を請求しまたは仕事に従事することができない家族は、衛生所管機関の認定により要隔離または要検疫とされた者が隔離または検疫に関連する規定に違反しなかった場合、隔離または検疫を受けた日からその終了の日までの期間について、防疫補償を申請することができる。ただし、給与の支給があった者またはその他法令の規定によりその性質を同じくする補助を受けた者は、重複して受領することはできない。
- ② 前項の防疫補償金の申請は、隔離または検疫を受けそれが終了した日から起算して、2年間行使しないことにより消滅する。
- ③ 在宅隔離、在宅検疫、集中隔離または集中検疫を受ける場合、その隔離、検疫の期間において、その者が任職する機関(機構)、事業単位、学校、法人、団体は、防疫隔離休暇を付与しなければならない。かつ無断欠勤とみなしたり、私用休暇またはその他の休暇で別処理することを強制してはならず、また皆勤ボーナスを差し押さえ、解雇しまたはその他不利益な処分をしてはならない。一人で生活することができない要隔離者、要検疫者を世話するために家族が休暇を申請したときも、同様のものとする。
- ④ 第1項の防疫補償の支給の対象、資格要件、方法、金額、手続及びその他関連事項の規則については、中央の衛生所管機関が関連機関と協議してこれを定める。
- ⑤ 第1項に従ってまたは中央感染症指揮センター指揮官によりなされた緊急措置に従って休暇を申請しまたは仕事に従事できないことにより、その生計に影響を及ぼした場合、所管機関

は、社会救助法及び関連法令に従い救済をしなければならない。

第4条

① 機関（機構）、事業単位、学校、法人、団体から給与の支払いを受ける従業員が前条第3項の規定に従って休暇を申請した期間の給与は、当該給与額の100分の200を、当年度の申告所得税の所得額から減算することができる。その給与の支払いを受ける従業員が中央流行感染症指揮センター指揮官によってなされた緊急処置の指示に従って休暇を申請できる期間の給与についても、同様のものとする。

② 前項の給与の支払いを受ける従業員の給与額が、その他法律の規定による租税優遇の適用を受ける場合、前項の規定は適用されない。

③ 第1項の休暇申請の期間、対象従業員、支給される給与額の範囲、所得額の範囲及び減算の方法、申請の期限、申請の手続、添付すべき証明書類及びその他関連事項に係る規則は、中央の衛生所管機関が財政部の同意を得て、かつ関係機関と協議してこれを定める。

第5条

① 感染症予防法第54条第1項に定める防疫物資を生産するため、必要なときは、各級の政府機関は、中央流行感染症指揮センター指揮官の指示に従って、その生産設備及び原材料を接収または徴用することができ、並びに適切な補償を与えるものとする。

② 前項の接収、徴用業務の手続、補償の方法及びその他関連事項に係る規則は、中央の衛生所管機関が関係機関と協議してこれを定める。

第6条

感染症予防法第54条第1項及び前条第1項の規定に従って接収または徴用された防疫物資、生産設備及び原材料について、その管理、使用、収益及び処分は、国有財産法第11条、第28条、第60条及び地方公共財産管理法規による制限を受けない。

第7条

中央流行感染症指揮センター指揮官は、感染の予防・制御のための必要性に応じて、必要な緊急の措置または処置を実施することができる。

第8条

① 防疫期間において、隔離もしくは検疫の対象者が隔離もしくは検疫の命令に違反した場合または命令に違反するおそれがある場合、中央流行感染症指揮センター指揮官は、その者に対して映像記録、画像撮影の実施、その者の個人データの公表またはその他必要な予防・制御のための措置もしくは処置を指示することができる。

② 感染症の拡大を回避するため、重度かつ特殊な感染性肺炎と診断された患者についても、また同じ。

③ 前2項の個人データは、感染状況が収束した後、個人データの保護に関連する法規に従って処理されなければならない。

第9条

① 重度かつ特殊な感染性肺炎の影響により経営運営上の困難を生じた産業、企業、医療（医事）機関及び関連する従事者については、対象事業の所管機関により救済、助成、振興措置を受け、及びその従業員に対する必要な支援がなされるものとする。

② 医療機関が中央流行感染症指揮センターによる防疫のための必要性に協力して診療を停止した場合、政府は適切な補償を与えなければならない。

③ 前2項の産業、事業、医療（医事）機関の認定、救済、助成、補償、振興措置の項目、基準、金額及びその他関連する事項に係る規則は、中央の対象事業の所管機関により起草され、行政院に報告しその承認を得て定められる。

第9条の1

① 重度かつ特殊な感染性肺炎の影響により、この条例、感染症予防法第53条またはその他法律の規定に従って、政府から受け取った助成金、補助金、手当金、奨励金及び補償金は、所得税が免除される。

② 前項の政府から受け取った助成金、補助金、手当金、奨励金及び補償金は、相殺、差押え、担保の供与または強制執行の対象としてはならない。

第10条

中央流行感染症指揮センターの成立期間、テレビ放送事業と衛星テレビ放送事業が防疫上の必要性に協力するため、感染予防の情報、番組を放送するように指定された場合、通信放送の所管機関は、その影響される状況に応じて、一定期間広告の時間を緩和することができ、この場合、テレビ放送法第31条及び衛星テレビ放送法第36条の規定による制限を受けない。

第11条

① この条例による必要な経費の上限は、新台幣ドル8,400億元とし、感染流行の状況に応じて、段階的に特別予算を編成し、立法院に提出して審議することができる。その予算の作成及び執行は、予算法第23条、第62条及び第63条の制限を受けない。ただし、立法院の審議を経て削除または削減された予算項目は、流用してはならない。

② 前項で必要な経費の財源は、前年度歳費の剰余金または借入債務から流用して対応することができる。その毎年度の借入債務の金額は、公債法第5条第7項の規定の制限を受けない。この条例の施行期間中における中央政府の総予算及び特別予算の債務金額の合計額は、当該期間の総予算及び特別予算の歳出総額の合計金額に占める割合について、財政規律法第14条第2項の規定による制限を受けない。

③ この条例の施行期間において、中央政府により借り入れる1年を超える公債の未払い残高の予算額は、公債法第5条第1項の規定に従って処理されなければならない。

④ 各種の感染防止及び救済振興措置の緊急の必要性に対応するため、各関係機関は、行政院に報告して同意を経た後、第1項の特別予算案の法定手続が完了しないうちに、その一部を先行して支出することができる。

第12条

① 中央の衛生所管機関によって公告された防疫器具、設備、医薬品、医療器材またはその他防疫物資について、その価格を引き上げまたは正当な理由なく買いためして市場で販売しない者には、5年以下の有期懲役に処し、新台幣ドル500万元以下の罰金を併科することができる。

② 前項の未遂犯も、これを罰する。

第13条

重度かつ特殊な感染性肺炎に罹患しまたは罹患した疑いがあり、各級の衛生所管機関の指示に

従わず、他人に感染させるおそれがある場合は、2年以下の有期懲役、拘禁または新台幣ドル300万円の罰金に処する。

第14条

重度かつ特殊な感染性肺炎の流行・疫病状況に関するデマまたは虚偽の情報を拡散させ、公衆または他者に損害を発生させた場合は、3年以下の有期懲役、拘禁または新台幣ドル300万以下の罰金に処する。

第15条

① 各級の衛生所管機関が感染症予防法第48条第1項の規定に従って行った隔離措置に違反した場合、新台幣ドル20万元以上100万以下の過料に処する。

② 各級の衛生所管機関が感染症予防法第58条第1項第4号の規定に従って行った検疫措置に違反した場合、新台幣ドル10万元以上100万以下の過料に処する。

第16条

以下の状況のいずれか1つがある場合、中央の対象事業の所管機関、直轄市政府、県（市）政府は、新台幣ドル5万元以上100万以下の過料に処する。

一、第3条第3項の規定に違反した場合

二、各級の政府機関により第5条第1項に従って行われる接收または徴用を拒否し、回避または妨害した場合

三、中央流行感染症指揮センター指揮官により第7条の規定に従って実施された緊急の処置または措置に違反した場合

第17条

各級の政府機関は、この条例で定められた関連する事項を実施するため、第4条、第11条から第14条を除き、必要なときは、関連する機関に委任、委託または委辦して執行させることができる。

第18条

① この条例の施行から3か月後、行政院は、感染状況及び関連する予算執行について立法院に対し書面による報告を提出しなければならない。

② この条例の施行から6か月後、行政院長は、施政報告をするときに、立法院に対して感染状況の報告及び関連する予算執行の報告を提出しなければならない。

③ 行政院は、専門のウェブサイトを開設し、各対象事業の所管機関により定められた手当金、奨励金、補償金、補助金、助成金、救済、振興に係る法規命令または行政規則を毎週更新しなければならない。

第19条

① この条例及びその特別予算の施行期間は、中華民國109年1月15日から111年6月30日までとする。ただし、第12条から第16条は公布の日から施行する。

② この条例及びその特別予算の施行期間が満了する場合、立法院の同意を得てこれを延長することができる。

3. 補償に関する規則（一部）

(1) 隔離・検疫補償

重度かつ特殊な感染性肺炎による隔離及び検疫期間の補償に係る規則（2020年6月17日改正）

第1条

この規則[辦法]は、重度かつ特殊な感染性肺炎の防止及び救済振興に関する特別条例（以下「本条例」という）第3条第4項に従ってこれを定める。

第2条

① この規則の適用対象は、以下のとおりである。

一、各級の所管衛生機関により、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離または集中検疫を受けるべきと認定された者（以下「要隔離または要検疫者」とする）。ただし、中央流行感染症指揮センターにより実施される防疫措置を遵守しなかった場合は、これを適用しない。

二、一人で生活することができない要隔離または要検疫者の世話をするために、休暇を申請または業務に従事することのできない家族（以下「世話をする者」とする）。

② 本国籍を有しない者、大陸地区の人民、香港またはマカオの居住者で、居留証明文書を取得していない者には、前項の規定が適用されない。

③ 第1項第2号で定める一人で生活することができない要隔離または要検疫者は、以下の状況のいずれか1つに適合しなければならない。

一、長期介護サービス法第8条の規定により要長期介護の等級評価を受け、思考力・理解力低下等級がレベル2からレベル8の者。

二、神経科または精神科の医師によって認知症と診断された診断証明書を発行された者。

三、コミュニティケアサービスまたは個人で介助サービスを受けている身体・精神的障害者。

四、雇用している外国人の家族介護福祉士が、医師により重度かつ特殊な感染性肺炎と診断されまたはその他の要因でサービスを提供できず、家族が世話をする必要がある者。

五、小学生の児童または12歳未満の子ども。

六、中学校、高等学校または5年制専門学校の3年次以下で在学している身体的・精神的障害者。

七、その他中央の衛生所管機関によって認定された者。

④ 第1項第2号に規定された業務に従事することができない場合とは、雇用されていないが生計を維持するため実際に仕事をする必要があり、要隔離者または要検疫者の世話をするため仕事をするすることができない場合を含む。

⑤ 第3項第1号及び第2号に規定されている者とは、隔離または検疫より前に申請がなされ、隔離または検疫された後に、評価または診断が完了した者も含まれる。第3号で規定されたコミュニティケアサービスとは、身体・精神的障害者の個人介助サービス規則で定められたコミュニティデイ運営施設、コミュニティデイケア、施設内デイケア、家庭内介護またはコミュニティ居住を含む。

⑥ この規則で定められた家族とは、二親等以内の血族、姻族または民法第1123条で規定された家長、家族をいう。

第3条

- ① 要隔離または要検疫者及び世話をする者は、衛生所管機関によって要隔離または要検疫と認定された者が隔離または検疫の関連規定に違反しなかった場合、隔離または検疫を受けた日から終了の日までの期間について、防疫補償を申請することができる。ただし、給与の支給がある場合またはその他法令により性質を同じくする補助がある場合、重複して受給することはできない。
- ② 前項に定める隔離または検疫の関連規定に違反しないとは、隔離または検疫期間中に、所管機関が感染症予防法及び関連する法規に従って発行した隔離または検疫通知書及び当該通知書に記載された防疫措置に全く違反していないことをいう。
- ③ 同一の要隔離または要検疫者の世話をする者は、防疫補償を受給申請するとき、1日あたり1人を限度とする。世話をする者が同時に要隔離または要検疫となった場合、同一の世話をする期間または同一の要隔離または要検疫の期間において、防疫補償の1つのみを選択して請求することができる。

第4条

前条第1項の防疫補償は、1人あたり1日新台幣ドル1,000元とする。

第5条

① 防疫補償の申請には、申請書を記入するとともに、以下の文書、資料を添付しなければならない。隔離または検疫が終了した日の翌日から、要隔離または要検疫の終了したときの所在地の直轄市、県（市）政府に対し申請を行わなければならない。

一、要隔離または要検疫者

- (1)本人またはその法定代理人の金融機関の預金帳簿の表裏表紙のコピー。
- (2)従業員については、従業員が休暇を申請したこと及び給与の支払いがないことにつき雇用主により発行された証明書。
- (3)非従業員については、本人が業務に従事することができないこと及び報酬、補償を受けていないことの念書。
- (4)無職者または未成年者については、本人がその他法令により性質を同じくする補助金を受給していないことの念書。
- (5)その他中央の衛生所管機関によって指定された文書、資料。

二、世話をする者

- (1)本人またはその法定代理人の金融機関の預金帳簿の表裏表紙のコピー。
- (2)従業員については、従業員が休暇を申請したこと及び給与の支払いがないことにつき雇用主により発行された証明書。
- (3)非従業員については、本人が業務に従事することができないこと及び報酬、補償を受けていないことの念書。
- (4)第2条第3項第2号の対象者を世話する者について、神経科または精神科の医師によって発行された認知症と診断された診断証明書。
- (5)その他中央の衛生所管機関によって指定された文書、資料。

② 前項の要隔離または要検疫者及び世話をする者が未成年者である場合、法定代理人が行う。

③ 第1項の防疫補償申請に係る文書、資料が不備であり、期限までに補正するよう通知したに

もかかわらず、期限が到来しても補正しない場合は、却下するものとする。申請者は、本条例第3項第2項に定める期間内において、再度申請することができる。

④ 直轄市、県（市）政府は、申請者が不備のない文書、資料で申請した日から30日以内に支給業務を完了しなければならない。必要なときは、30日延長することができる。

第6条

直轄市、県（市）政府は、必要に応じて、この規則の定めに従って、支給業務に関連する規定を定めることができる。

第7条

中央の衛生所管機関及び直轄市、県（市）政府は、審査業務に要する必要な資料を処理するため、関連する機関（機構）、事業単位、学校、法人または団体にそれを提供するよう求めることができる。

第8条

この規則において要する経費は、中央政府の衛生所管機関が本条例第11条により編成された特別予算項目に従って支払われるものとする。

第9条

- ① この規則は、中華民國109年1月15日から施行される。
- ② この規則の中華民國109年6月17日に修正・公布された第2条は、中華民國109年6月17日から施行される。

(2) 接收徴用補償

重度かつ特殊な感染性肺炎の防疫物資の生産設備及び原材料の接收徴用の業務手続及び補償に係る規則（2020年3月10日公布）

第1条

この規則[辦法]は、重度かつ特殊な感染性肺炎の予防及び救済振興に関する特別条例（以下「本条例」とする）第5条第2項の規定に従ってこれを定める。

第2条

各級の政府機関が本条例第5条第1項の規定に従って処理する接收は、以下の方法に従ってこれを行う。

- 一、接收機関による生産設備の所有権の取得。
- 二、接收機関による特定の期限内における生産設備を使用権の取得。
- 三、接收機関による原材料の所有権の取得。

第3条

各級の政府機関は、前条の接收を処理するとき、所有者、使用者または管理者に対し接收書を発行し、それらの者に対し定められた時間、場所に従って接收される生産設備または原材料を引渡すよう命じなければならない。ただし、緊急の事情があるときは、先行して接收し、かつ接收後3日以内に接收書を再発行することができる。

第4条

接收書には、以下の事項を記載しなければならない。

- 一、接收される生産設備または原材料の所有者、管理者または使用者の氏名または名称、国民身分証または統一番号、居住地、連絡先電話番号。
- 二、主旨、説明及びその法令上の根拠。
- 三、接收される生産設備または原材料の品名、数量及び規格。
- 四、第2条の規定に従って明記された接收の態様、第2条第2号の接收の態様に該当する場合は、特定の期限を明記しなければならない。
- 五、補償の方法
- 六、生産設備または原材料を引渡す時間、場所、方法。
- 七、接收機関の名称及びその首長の署名・押印。
- 八、文書発行の日時及び番号。
- 九、行政処分の趣旨及び行政処分を不服とする救済方法、期間等を明らかにすること。

第5条

接收機関が生産設備の所有権を取得した場合、接收機関は、生産設備を収受した後、直ちに品名、数量、規格、新旧の程度等を記載した受領証明書を発行し、生産設備の原所有者、管理者または使用者に交付しなければならないが、併せて補償の証憑としなければならない。

第6条

- ① 接收機関が特定の期限内で生産設備の使用権を取得した場合は、前条の規定を準用する。
- ② 前項の接收は、期限を延長する必要があるとき、接收機関が接收の期限の満了する7日前までに、指揮官にこれを認可するように再度陳情しなければならない。
- ③ 第1項の接收は、接收の原因が消滅した後、10日以内に接收を解除するとともに、接收解除書を発行しなければならない。

第7条

生産設備を接收する場合、関連する人員を徴用して生産設備を操作させる必要があるとき、その徴用の業務手続は、感染症予防法第53条第3項に規定された方法に従って人員の徴用に関する規定を準用する。

第8条

接收機関が原材料の所有権を取得した場合、接收機関は、原材料を収受した後に、品名、数量、仕様等を明記した受領証明書を直ちに発行し、原材料の原所有者、管理者または使用者に交付しなければならないが、併せて補償の証憑としなければならない。

第9条

- ① 接收の補償金額は、接收機関と各被接收者が協議してこれを定めることができる。
- ② 前項の協議が合意に達しなかった場合、その補償金額は、接收機関が以下の方法の1つを選択してこれを決定する。
 - 一、関連する公共協会から接收当時に提供された市場相場に従って裁量的に増額する。
 - 二、政府機関が設定した費用率に従って裁量的に増額する。
- ③ 第7条に基づき徴用した関連する人員への補償金額は、接收機関と被徴用者各自が協議してこれを定める。協議が合意に達することができない場合は、徴用時の合理的な給与相場の金額に

従って裁量的に増額する。

第 10 条

接收機関が生産設備の所有権を取得した場合、受領証明書が発行されてから 30 日以内に補償金を支給しなければならない。

第 11 条

接收機関が生産設備の所有権を取得した場合、接收機関は、接收の目的のために、生産設備を第三者にリース、貸出し、売渡しまたは贈与することができる。

第 12 条

① 接收機関が特定の期限内において生産設備の使用権を取得した場合、接收が解除されてから 30 日以内に補償金を支払わなければならない。当該使用権取得の特定の期限が 30 日以上に達する場合は、毎月 30 日より前に、当該期間の補償費を先に支払わなければならない。

② 第 7 条に従って関連する人員を徴用する際の補償費の支給期限は、前項の規定を準用する。

第 13 条

① 接收機関が特定の期限内において生産設備の使用権を取得した場合は、接收が解除された後に生産設備返還証明書を発行し、当該生産設備と一緒に、被接收者に返還しなければならない。

② 前項の生産設備が返還されるとき、通常の使用により毀損または滅失を生じた状況ではない場合、接收機関は別途、当該生産設備が接收された時点におけるその使用程度の市場価格に従ってその減損価値を補償しなければならない。

第 14 条

接收機関が原材料の所有権を取得した場合、受領証明書を発行してから 30 日以内に補償費を支払わなければならない。

第 15 条

① 接收機関が原材料の所有権を取得した場合、被収用者の同意を経て、未使用の原材料を返還することができる。

② 前項の返還について、接收機関は原材料返還証明書を発行し、当該原材料と一緒に、被接收者に返還しなければならない。併せて被接收者から原接收額に従って補償金が返還されなければならない。原接收額が返還時の市場価格よりも明らかに高いときは、接收機関は被接收者が返還すべき補償額を裁量的に減額することができる。

第 16 条

各級の政府機関は、この規則の補償規定を執行するために、争いが生じたときは、補償評価小委を設立してこれに処理させることができる。

第 17 条

この規則は、中華民國 109 年 1 月 15 日から施行される。

(参照) 感染症予防法 54 条

① 中央流行感染症指揮センターの成立期間中、各級の政府機関は、指揮官の指示に従って、民間の土地、工作物、建築物、防疫器具、設備、薬品、医療器材、汚染処理施設、交通手段及びその他中央の所管機関の公告により指定された防疫物資を接收または徴用することができる

に、適切な補償を与えるものとする。

② 前項の接収、徴用の業務手続、補償方法及びその他の遵守すべき事項に係る規則は、中央の所管機関がこれを定める。

(3) 事業者・労働者に対する補償等

経済部の重度かつ特殊な感染性肺炎の影響により経営運営上の困難を生じた産業事業に対する救済振興に関する規則（2020年6月4日公布）

第1条

この規則[辦法]は、重度かつ特殊な感染性肺炎の防止及び救済振興に関する特別条例（以下「本条例」という）第9条第3項の規定に従ってこれを定める。

第2条

この規則の所管機関は、経済部とする。

第3条

① この規則で定める重度かつ特殊な感染性肺炎の影響により経営運営上の困難を生じた産業（以下「影響を受けた産業」という）とは、以下のとおりである。

一、製造業

二、サービス業

三、その他所管機関によって認定された産業

② この規則で定める重度かつ特殊な感染性肺炎の影響により経営運営上の困難を生じた事業（以下「影響を受けた事業」という）とは、以下の要件に適合しなければならない。

一、法に基づき会社登記、商業登記、有限パートナーシップ登記の手続をしている営利事業、上記登記をしていないが税務登録を行っている営利事業、または商業登録法第5条に基づき登録手続を免除された小規模ビジネス。

二、中華民國109年1月から110年12月まで、任意の連続2か月の月平均または任意の1か月において、以下の基準期間のいずれか1つと比べて、営業額の減少が100分の15に達し、また所管機関、所管機関の委任もしくは委託を受けた機関（機構）または金融機関により真実であると認定された場合

(1)107年の同時期

(2)108年の同時期

(3)108年の上半期の月平均

(4)109年内における任意の連続2か月の月平均または任意の1か月

(5)110年内における任意の連続2か月の月平均または任意の1か月

(6)その他主管機関により認定された期間

③ この規則でいう影響を受けた中小事業とは、影響を受けた事業のうち、中小企業認定基準第2条に定める実収入資本金または通常雇用労働者数の基準に見合う事業をいう。

④ この規則でいう艱難事業とは、重度かつ特殊な感染性肺炎の影響を受け、以下の要件に適合するものをいう。

一、法律に従って会社登記、商業登記、有限パートナーシップ登記の手続をしたもの、または上記登記をしていないが税務登録を行っているもので、製造業、製造業に関連する技術サービス業、専門的な国際貿易サービス業及びコンベンション産業に従事している営利事業。

二、中華民國 110 年 1 月から 3 月までの間の営業額について、109 年同時期もしくは同月、108 年同時期もしくは同月、107 年同時期もしくは同月と比べた営業額の減少が 100 分の 50 に達していること

三、その他所管機関によりそれぞれの産業に応じて適合しなければならないと定められた要件

⑤ 法律に従って会社登記、商業登記、有限パートナーシップ登記の手続をしたもの、または上記登記をしていないが税務登録をしているもののうち、以下の営利事業について、所管機関は、この規則でいう艱難事業として認定することができる。

一、前項第 1 号の産業の従事し、中華民國 110 年 4 月から 6 月までの間における営業額の減少が前項第 2 号に定める基準に達し、かつ同項第 3 号の規定に適合すること。

二、商業サービス業に従事し、中華民國 110 年 5 月から 7 月までの間における任意の 1 カ月の営業額について、110 年 3 月から 4 月までの月平均または 108 年同月と比べた営業額の減少が 100 分の 50 に達していること。

三、コンベンション産業に従事し、中華民國 110 年 7 月から 9 月まで、10 月から 12 月までの間の営業額について、109 年の同時期もしくは同月、108 年の同時期もしくは同月、107 年の同時期もしくは同月と比べた営業額の減少が 100 分の 50 に達していること。

⑥ 前項第 3 号の規定は、所管機関が予算の執行、感染状況の展開及び産業が受ける影響の状況をみて認定するものとする。

第 4 条

影響を受けた産業、事業の救済、振興を支援するため、所管機関は、下記の措置を推進することができる。

一、資金の救済。

二、産業のアップグレード。

三、デジタル転換。

四、消費促進。

五、環境の最適化。

六、輸出販路開拓及びコンベンション関連産業の振起。

七、人材育成。

八、水道、電気料金の減免、支払い期間の延長または分割払い。

九、その他救済振興措置。

第 5 条

① 第 3 条第 4 項及び第 5 項第 1 号、第 3 号の艱難事業を支援するため、所管機関は、給与及び経営運営資金に対する助成を促進するものとし、その措置は、以下のとおりである。

一、給与助成金：艱難事業が第 3 条第 4 項第 2 号の規定に適合する時点に応じて、その中華民國 110 年 1 月から 3 月まで最大で 3 か月間の従業員の給与が助成される。助成金額は、各従業員の通常給与の 100 分の 40 でこれを計算し、かつ各従業員の毎月の給与助成金額は、新台幣ドル 2 万

元を上限とする。

二、経営運営資金助成金: 艱難事業の従業員数に新台幣ドル1万円を乗じて助成金の額を計算し、1回限りの助成金を給付する。ただし、この規則に従って経営運営資金助成金を得たことのある者は、重複して助成されないものとする。

② 第3条第5項第1号及び第3号の規定に従って認定された艱難事業について、前項第1号の給与助成の期間は、その営業額が影響を受けた月に応じて、それぞれ中華民國110年4月から6月、7月から9月及び10月から12月とする。

③ 艱難事業は、前2項の助成期間から所管機関が公告した期間内において、国家防疫政策の調整に対応するほか、従業員に対して減勤休勤、給与カット、リストラなど従業員の権利利益を損ねる行為を行ってはならず、また解散、廃業またはその他所管機関により公告された事項を行ってはならない。

④ 艱難事業に前項に定められた事項がある場合、所管機関は、助成金を取消しまたは廃止することができ、併せてすでに支給された金員の全部または一部を回収することができる。

第5条の1

① 第3条第5項第2号に従って認定された艱難事業について、所管機関は、従業員数に新台幣ドル4万円を乗じて助成金額を計算し、営業インパクトに対する助成金を1回限り提供することができる。中央政府の公告により営業停止しなければならない艱難事業であって、営業停止期間において月ごとの従業員の給与が基本給に達しない状況がある場合、上記助成金の額は、基本給に達していない従業員の数に応じて1人あたり新台幣ドル3万円の基準により従業員に送金され、これとは別に、就業安定基金が従業員生活助成金として新台幣ドル1万円を追加支給する。

② 艱難事業に前項の助成期間において、以下の状況のいずれか1つがある場合、所管機関は、助成金を取消しまたは廃止することができ、併せてすでに支給された金員を回収することができる。

一、前項後段の規定に違反し、助成金の金額を、基本給に達していない従業員に応じて1人あたり新台幣ドル3万円の基準により未だ従業員に送金していない場合。

二、離職した従業員の人数が所管機関により公告された一定の割合を超えている場合。

三、労働者に関連する法律に違反し、かつ情状が深刻である場合。

四、解散、廃業。

五、その他所管機関により公告された事情。

第6条

① 影響を受ける企業は、中華民國110年6月3日より前に処理された融資について、元本返済期限の延長を申請することができる。元来、中小企業信用保証基金（以下「信保基金」とする）が信用保証付きで提供した融資については、その延長期間初年度の保証手数料は徴収を免除される。

② 影響を受ける中小事業の前項の融資について、所管機関は、金融機関を助成して利子の減免を行わせることができる。

③ 助成の期限は最大1年で、助成利率は最大で中華郵政株式有限会社の1年間の固定預金モバイル金利に基づいて計算され、各事業の助成金額は新台幣ドル22万円を上限とする。

第7条

- ① 影響を受ける事業者が必要とする経営運営資金は、金融機関から融資を受けることができ、信保基金が 100%の信用保証を提供するものとする。その保証期間中は、保証手続料の徴収が免除され、所管機関が全額を負担するものとする。
- ② 経営運営資金融資は、従業員の給与及び工場、営業所または事務所のリース料の支払いを限度とし、審査付与された 6 か月間の給与総額及びリース料総額を上限とし、上限額は最大で新台湾ドル 600 万元とする。
- ③ 融資の利率は最高で、中華郵政株式会社 2 年間の固定預金モバイル金利に基づき 100 分の 1 を加えて計算される。
- ④ 影響を受ける中小の事業は、第 1 項の経営運営資金融資の利息を処理するにあたり、所管機関から助成を受けることができる。
- ⑤ 助成期間は最長 6 ヶ月で、助成の利率は最大で中華郵政株式会社 2 年間の固定預金モバイル金利に 100 分の 1 を加えて計算され、各事業の助成金額は新台湾ドル 5 万 5 千円を上限とする。
- ⑥ 影響を受ける中小の事業は、経営運営資金利息の助成期間中に、国家防疫政策の調整に対応しなければならないほか、従業員に対して減勤休勤、減給またはリストラ等の従業員の権利利益を損ねる行為をしてはならず、また解散、廃業またはその他所管機関により定められた事項をしてはならない。

第 8 条

- ① 影響を受ける事業に必要な振興資金は、金融機関から融資を受けることができ、併せて信保基金が最低 80%、最大で 90%の信用保証を提供するものとする。その保証期間中は、保証手続料の徴収が免除され、所管機関が全額を負担するものとする。
- ② 影響を受ける中小の事業によって処理される前項の融資金額は、最大で新台湾ドル 1 億 5 千万元とする。中小の事業以外で影響を受ける事業によって処理される前項の融資金額は、最大で新台湾ドル 5 億元とする。
- ③ 影響を受ける事業の責任者が同一でありまたは互いに配偶者、支配と従属の関係を伴いもしくは相互に投資関係にある場合、あるいはその他金融機関または信保基金によって実質的な利害関係があると認められた場合、前項の融資金額は一括して計算されなければならない。
- ④ 影響を受ける事業のうち、税務登録があり、かつ毎月の売上額が統一使用のインボイス基準に達していない営利事業について、融資額が新台湾ドル 50 万元以下で、融資利率が 1 %未満の場合には、信保基金が 100%の信用保証を提供することができる。その保証期間は保証手続料の徴収が免除され、所管機関が全額を負担するものとする。
- ⑤ 影響を受ける中小事業は、第 1 項及び前項により処理される融資の利息について、所管機関から助成を受けることができる。助成の期間は最長 1 年で、助成金の利率は最大で中華郵政株式会社 2 年間の固定預金モバイル利率に基づき計算され、各事業の助成金額は新台湾ドル 22 万元を上限とする。

第 9 条

- ① 同一の融資が前 3 条に定められた 2 種類以上の利息助成金に適用される場合、その助成期間は重複してはならない。

② 前5条及び第14条第7項の給与助成金、経営運営資本助成金、事業インパクト助成金、利息助成金及び保険料助成金は、他の政府機関が定める助成金、補助金または手当と性質を同じくする場合、いずれか1つを選択して適用しなければならず、重複してはならない。

第10条

所管官庁が第4条第2号の規定に従って産業のアップグレードを促進するための振興措置は、以下のとおりである。

一、既成産業アップグレード及びイノベーションプラットフォーム指導計画、伝統産業技術開発の支援計画、中小企業向けリアルタイム技術指導及び小規模企業向けイノベーション研究開発計画のメカニズムを運用して、影響を受ける産業または事業への補助金の件数または金額を拡大し、関連する組合、協会をタイアップさせ、影響を受ける産業または事業が成熟した技術を導入し、新しい技術または新しい製品を開発するのを支援し、事業における研究開発要員の雇用維持を促進し、併せて技術水準をレベルアップし、成長の原動力を蓄積する。

二、影響を受ける事業を補助し、既成技術の基盤深化または新興テクノロジーの導入を行い、もって既存の研究開発人材を雇用維持し、製品や製造工程に必要な関連する応用技術を1年以内に迅速に開発する。

第11条

所管機関が第4条第3号の規定に従ってデジタル転換を推進するための振興措置は、以下のとおりである。

一、飲食業、小売業、公有市場及び夜市のマッチングデリバリーまたは電子商取引プラットフォームを支援し、既存の経営運営モデルからデジタルチャンネルに切り替え、新しい経営運営モデルを確立する。

二、飲食業及び小売業の商品陳列とデリバリーまたは電子商取引プラットフォームの関連費用を補助し、事業者が販売チャンネルを拡大するのを支援する。

第12条

所管機関が第4条第4号の規定に従って消費促進を推進するための振興措置は、以下のとおりである。

一、振興促進券を発行し、飲食業、商圈、公有市場、夜市、観光工場、芸術文化産業またはその他所管機関によって認定された品目における消費者の消費額を刺激する。

二、消費割引特典を補助し、内需消費を刺激し、商店の迅速な回復を先導する。

三、飲食業、小売業、商圈、公有市場及び夜市等に補助金を支給し、マーケティング活動を処理する。

四、飲食業及び小売業の大規模な実体活動、インターネット上及び国際的なマーケティング活動を処理する。

第13条

所管機関が第4条第5号の規定に従って環境の最適化を推進するための振興措置は、以下のとおりである。

一、公有市場および夜市の床板、路面、排水、通風、採光、照明など衛生的で整頓された基盤整備を補助する。

- 二、環境消毒が行われるように商圈、公有市場及び夜市を支援する。
- 三、商圈、公有市場及び夜市の立地的特性を最適化し、空間の快適性を高める。

第14条

所管機関が第4条第6号の規定に従って輸出の販路拡大及び展示会関連産業の向上発展を推進するための救済、振興措置は、以下のとおりである。

- 一、デジタル貿易及び電子ビジネスの運用を強化して国内製品を普及させる。
- 二、国外のバイヤーを交渉招聘して来台により展示会観覧及び物品購入を拡大する。
- 三、国外のビジネスマンが来台してイベント活動後の観光ツアーに参加するよう、及び外国企業が来台してツアー奨励を伴う企業コンベンションを催行するよう補助する。
- 四、国内外のマーケティング活動の宣伝を強化し、併せてわが国の感染状況抑え込みの実効性を伝え、国外バイヤーの来台への信頼を増進させる。
- 五、組合、協会またはその他所管機関によって承認された出展団体が国際展示会で製品テーマ館を設置することを補助し、国際的な認知度を高める。
- 六、展示会関連業界がコンベンション活動を処理するために必要な費用の一定割合を補助する。
- 七、輸出販路拡大に係る融資並びに保険の利子及び保険料の助成金を提供する。

第15条

所管官庁が第4条第7項の規定に従って人材育成を推進するための振興措置は、以下のとおりである。

- 一、製造業及び関連する技術サービス業に対して、スマート機械及びデジタル転換等のオンザジョブ育成コースを提供し、併せてオンザジョブで従業員がコースに参加するための育成手当を提供する。
- 二、飲食業、小売業、商圈、公有市場等の関連する従業員に対して、店舗管理、顧客コミュニケーション、食品衛生、生産・販売ロジスティクス、経営・マネジメント、デジタルマーケティング等の育成コースを提供する。
- 三、露店商（露店商人）に対して、デジタル知識の学習、経営理念のプロモーション、商品の陳列、優れた定期市の視察等の教育トレーニングまたは関連活動を提供する。
- 四、展示会関連産業に対して育成コースを提供し、併せてオンザジョブで従業員がコースに参加するための育成手当を提供する。

第16条

① 第4条第8号に定める水道、電気料金の減免、支払期限の延長または分割払いの措置は、以下のとおりである。

一、適用対象：

- (一) 第3条第1項の影響を受ける産業のユーザー。
- (二) 各対象事業の中央政府の所管機関、当該機関から委任、委託された機関（機構）、団体または金融機関によって認定された影響を受ける産業、事業または機構のユーザー。

二、水道、電気料金減免の適用期間：中華民國109年3月1日から109年9月30日まで。

三、適用要件とレベル：

- (一) すでに国税局に事業税を申告している者

1. レベル1：中華民国 109 年 1 月以降の連続 2 か月の月平均または任意の 1 ヶ月の売上額が、109 年内における事業税の各申告期より前の任意の 1 ヶ月、108 年下半期の月平均、108 年同時期または 107 年同時期と比べて、その減少が 100 分の 15 に達し、100 分の 50 に達しない場合。

2. レベル 2：中華民国 109 年 1 月以降で任意の連続 2 か月の月平均または任意の 1 ヶ月の売上額が、109 年内における事業税の申告期より前の任意の 1 ヶ月、108 年下半期の月平均、108 年同時期または 107 年同時期と比べて、100 分の 50 分以上減少している場合。

(二) 国税局に事業税を申告する必要がなく、かつ農業用電力消費の範囲および基準に従っている電力ユーザーは、そのレベルは消費電力量をもって以前に認定された基準に従ってこれを認定する。

(三) その他の影響を受ける産業のユーザーは、各対象事業の中央の所管機関によって適用されるレベルを認定される。

四、減免基準：

(一) 水道料金：台湾水道水株式会社（以下「台湾水道会社」とする）から工業用水、商業用水、一般用水を統一番号で開設しているユーザー

1. 前号レベル 1 に該当する者：各水道番号の水道料金につき 100 分の 10 を減免し、毎月の減免の上限は新台幣ドル 7,000 元とする。

2. 前号レベル 2 に該当する者：各水道番号の水道料金につき 100 分の 30 を減免し、毎月の減免の上限は新台幣ドル 2 万元とする。

3. 水道料金回収の免除：感染状況の影響で営業を一時停止され利用を停止したユーザーは、中華民国 110 年 6 月 30 日までに再供水を申請し、水道料金の回収を免除する。

(二) 電気料金：

1. 台湾電力株式会社（以下「台湾電力会社」とする）からの低圧電力で営業しているユーザー

(1) 前号のレベル 1 に該当する者：各電気番号の電気料金につき 100 分の 10 を減免し、毎月の減免の上限は新台幣ドル 10 万元とする。

(2) 前号のレベル 2 に該当する者：各電気番号の電気料金につき 100 分の 30%を減免し、毎月の減免の上限は新台幣ドル 30 万元とする。

2. 台湾電力会社からの高圧電力を超えているユーザー

(1) 前号のレベル 1 に該当する者：契約容量の一部停止を申請し、基本電気料金を引き下げ、中華民国 110 年 6 月 30 日までに復旧を申請した場合、適用期間における電気供給設備維持費の徴収を免ずる。ただし、ユーザーが契約容量の一部停止の申請に協力できず、かつ百貨店・ショッピングセンターなど複合式の経営形態の利用者であって、さらに各対象事業の中央政府の所管機関によって認定された場合は、各電気番号の電気料金につき 100 分の 10 を減免し、毎月の減免の上限は新台幣ドル 50 万元とする。

(2) 前号のレベル 2 に該当する者：契約容量の一部停止を申請し、基本電気料金を引き下げ、中華民国 110 年 6 月 30 日までに復旧を申請した場合、適用期間における電気供給設備維持費の徴収を免ずる。各電気番号の電気料金につき 100 分の 30 を減免し、毎月の減免の上限は新台幣ドル 300 万元とする。

五、水道料金、電気料金の減免の対象となる場合、ユーザーが適用されるレベルに該当する料金の支払いを開始した月から、以下の規定に従って処理する。

(一) 水道料金の納入期限の延長：水道使用料金の納入を元々の2ヶ月から4ヶ月に延長する。

(二) 低圧電力営業のユーザーの電気料金について納入期限の延長を4か月とする。高圧電力を超えているユーザーの電気料金は、台湾電力会社の当地区の営業所に申請手続をすることができ、当該期間の電気料金は4回に分けて、毎月1期分の支払いをする。

(三) 水道料金、電気料金の納入期限の延長には、支払遅延料金はカウントされない。

② 前項の規定により水道料金、電気料金を減免されているユーザーは、実際に水道の使用、電気の使用をしていない場合または実際の水道の使用、電気の使用が僅かである場合のいずれかであるとき、その減免された水道料金、電気料金を当該同一の水道番号または電気番号のユーザーのその他実際の水道使用、電気使用に割り当てなければならない。

③ 第1項に必要な経費は、承認された予算内で所管機関が負担するものとする。

第17条

所管機関は、影響を受ける企業を支援して第6条から第8条に規定された事項を処理させるため、融資診断指導、相談及びその他関連サービスを提供することができる。

第18条

① 所管機関は、統括銀行または金融機関に委任して、第6条第2項、第7項第3項、第8項第5項または第14条第7項に規定された利息または保険料の助成金業務を処理させることができる。

② この規則で定められた救済、振興の審査業務事項については、法人または団体に委託してこれを処理させることができる。

第19条

① 貸付金融機関は、確実に過誤なく助成金に関する資料を保存しなければならない。所管機関は信用保険基金または統括銀行に委任して助成金の交付を監督することができ、併せて助成金業務の状況を把握するために随時に人員を派遣することができる。貸付金融機関はそれを回避し、妨害または拒否してはならない。

② 所管機関は、信用保険基金または統括銀行と一緒に、融資の運用状況を把握するために随時に人員を派遣することができる。貸付金融機関は、それを回避し、妨害または拒否してはならない。

③ 貸付金融機関は、融資の延長、利息の減免及び助成、経営運営資金の融資及び振興資金の融資・貸付を処理した後には、記録を作成しなければならない。

④ 融資を申請した影響を受けた企業は、第7条第4号または第9条の規定に違反してはならず、または融資金機関の同意なしに融資の用途を変更してはならない。違反した場合、貸付金融機関は、融資または助成金の利息を直ちに回収しなければならない。

第20条

所管機関が与信措置を監督指導および執行するにあたり、あるいは貸付金融機関及び信用保険基金が第6条から第8条に関連する事項を処理するにあたり、処理取扱者の故意、重大な過失によらないまたは不正行為事由に当たらないことに起因する記帳ミスについて、民営の金融機関及

び信用保険基金の各級の処理引受人は、関連する行政及び財務上の責任を免除されうる。所管機関及び公営金融機関の各級の処理引受人は、会計監査法第 77 条第 1 号の規定に従って損害賠償責任の全部を免除され、または是正を命じる処置を免除されうる。

第 21 条

- ① この規則は、中華民國 109 年 1 月 15 日から施行する。
- ② この規則は、中華民國 109 年 8 月 31 日に一部条文を改正公布し、109 年 7 月 1 日から施行する。
- ③ この規則は、中華民國 100 年 3 月 18 日に一部条文を改正公布し、100 年 1 月 1 日から施行する。
- ④ この規則は、中華民國 100 年 6 月 4 日に一部条文を改正公布し、100 年 6 月 3 日から施行する。

労働部の重度かつ特殊な感染性肺炎の影響を受けた労働者の救済に係る規則（2021 年 7 月 7 日改正）

第 1 条

この規則[辦法]は、重度かつ特殊な感染性肺炎の防止及び救済振興に関する特別条例（以下「本条例とする」）第 9 条第 3 項の規定に基づきこれを定める。

第 2 条

この規則の所管機関は、労働部とする。

第 3 条

- ① 所管機関は、重度かつ特殊な感染性肺炎の影響を受けた労働者に対して、以下の救済、助成及び支援の措置を講ずることができる。
 - 一、労使関係の安定及び人材育成を支援する。
 - 二、影響を受けた労働者及び失業した労働者の生活へのインパクトを低減する。
 - 三、就業機会を創出し及び就業を促進する。
 - 四、労働者保険の保険料、就業保険の保険料または労働者退職年金条例上の退職年金の支払いを猶予すること。
 - 五、自営業者または一定の雇用主がいない労働者に生活助成金を提供する。
 - 六、労働者救済融資の利息助成金を提供する。
- ② 前項第 1 号ないし第 3 号の措置は、所管機関が関連する計画を策定し、併せて就業安定基金等の経費を運用することで処理されるものとする。

第 4 条

- ① 重度かつ特殊な感染性肺炎の影響を受けた労働者保険、就業保険または労働者退職年金の保険契約（保険金支払）単位または被保険者が、以下の状況のいずれかに該当する場合は、保険料または労働者退職年金条例上の退職年金につき支払いの猶予を申請することができる。
 - 一、直轄市、県（市）政府の労働行政所管機関に対し減勤休息を通知した事業単位。
 - 二、中央政府の各対象事業の所管機関により認定された影響を受けた産業または事業。

三、前項の産業と関連する職業の労働組合の被保険者。

② 前項の支払猶予期間は最長で6ヶ月とし、支払猶予期間は滞納金の徴収を免除する。

③ 第1項所定の保険料または労働者退職年金の支払い猶予の月、申請方法及び受理期間等の関連事項は、所管官庁がこれを公告する。

第5条

この規則で定められた生活助成金の補助対象は、中華民國の国籍をもつまたは中華民國により発給された永久居留証をもつ自営業者または一定の雇用主のいない労働者であり、かつ以下の各号の状況に適合する者である。

一、職業労働組合が労働者保険に加入していること。

二、中華民國110年4月30日にすでに労働者保険に加入していること

三、中華民國108年または109年における個人の各種所得総額が新台幣ドル40万8千元に達していないこと。

第6条

① 所管機関により前条に定められる生活助成金の資格に適合していると認定された場合、補助対象者の中華民國110年4月における労働者保険の月額被保険者給与に応じて、以下の基準に従って一括で支給され、本人の金融機関の口座に直接送金される。

一、月額被保険者給与が新台幣ドル2万4千元を超える場合は、新台幣ドル1万元が支給される。

二、月額被保険者給与が新台幣ドル2万4千元を超えない場合は、新台幣ドル3万元が支給される。

② 前項所定の生活助成金が、その他の機関により定められた補助金、助成金または手当と性質を同じくする場合、いずれか1つを選択して適用しなければならず、重複してはならない。

第7条

① 重度かつ特殊な感染性肺炎の影響を受けた労働者は、金融機関に対し1人あたり毎回最大で新台幣ドル10万元の、労働者救済融資を申請することができ、併せて財団法人中小企業信用保証基金（以下「信用保証基金」とする）が信用保証を提供するものとする。

② 前項の融資利率は、最大で中華郵政株式有限会社の2年定期預金流動利率に100分の1を加えて計算される。

③ 第1項の融資の利息は、所管機関が助成をすることができる。

④ 前項の利子助成とその他の機関により定められた救済融資利息助成金は、いずれか1つを選択して適用されなければならず、重複してはならない。

第8条

労働者救済融資利息の助成に関連する業務は、所管機関が統括銀行に委託して処理させることができる。

第9条

① 労働者救済融資の資金は、融資を請け負った金融機関がその有する資金で処理する。

② 融資を請け負った金融機関は、労働者救済融資の資格を審査するため、所管機関に対し申請者の加入している労働者保険等の必要な資料を提供するよう求めることができる。

第10条

所管機関が与信措置を監督指導及び執行するにあたり、または融資を請け負った金融機関及び信用保険基金がこの規則に関連する融資及び信用保証を処理するにあたり、各処理担当者が故意、重大な過失に当たらないまたは詐術行為に当たらない事情に起因する貸倒損失については、民間金融機関及び信用保険基金の各級の処理請負者は、関連する行政及び財務上の責任を免除される。所管機関及び公営金融機関の各級の処理請負者は、会計監査法第 77 条第 1 項の規定に従って損害賠償責任のすべてを免除され、または是正を命じられた処置を免除される。

第 11 条

① この規則で定められた生活助成金及び労働者救済融資の利息助成金の資格、口座の提供、支給方法、具備すべき書類もしくは資料、申請方法、申請期間、融資の申請回数、融資利息の補助と返済期限、及び行政手数料等の関連する事項は、所管機関がこれを公告する。

② 前項の具備すべき書類もしくは資料に不備があり、期限内に補正を行うよう申請者に通知したが、期限内に補正をなされなかった場合は、却下するものとする。

第 12 条

所管機関は、この規則に定められた生活助成金及び労働者救済融資利子補助金の支給及び執行等の状況を審査するため、関連情報を照合することができる。補助金の受領者または融資を請け負う金融機関は、これを回避、妨害または拒否してはならない。

第 13 条

以下の状況のいずれか 1 つがある場合、生活助成金または救済融資利息助成金の支給を行わないものとする。すでに支給された場合は、所管機関により取消しまたは廃止された後に、書面による行政処分により期限内に返還するように命じなければならない。

- 一、虚偽の申請による受領
- 二、同一の事実につき重複した受領
- 三、照合調査を回避し、妨害しまたは拒否した場合
- 四、その他この規則の規定に違反した場合

第 14 条

所管機関は、審査業務に必要な手続処理のため、関連する機関、事業単位、法人または団体に必要な資料を提供するよう請求することができる。

第 15 条

- ① この規則は、中華民國 109 年 4 月 20 日より施行する。
- ② この規則の修正条文は、中華民國 110 年 6 月 3 日より施行する。

財政部の重度かつ特殊な感染性肺炎の影響により経営運営上の困難を生じた煙草酒類卸売及び小売業専門店を救済するための規則（2020 年 7 月 10 日公布）

第 1 条

この規則[辦法]は、重度かつ特殊な感染性肺炎の防止及び救済振興に関する特別条例第 9 条第 3 項の規定に基づきこれを定める。

第 2 条

この規則の所管機関は、財政部とする。

第3条

重度かつ特殊な感染性肺炎の影響により経営運営上の困難を生じたたばこ酒類卸売及び小売業専門店（以下「影響を受ける事業」という）とは、以下の要件に適合する事業をいう。

一、法に基づき会社登記、商業登記、有限パートナーシップ登記の手続をしている営利事業、または上記登記をしていないが税務登録を行っている営利事業。

二、税務登録の事業項目が、たばこ酒類小売業、たばこ製品小売露店商、国内たばこ酒類卸売業または輸入たばこ酒類卸売業であり、かつその他の事業項目がないもの。

三、中華民国109年1月から任意の連続2か月の月平均または任意の1か月の営業額が、109年内の任意の1か月、108年下半期の月平均、108年の同時期、107年の同時期またはその他所管機関により認定された期間の営業額と比べて、その減少が100分の50に達していること。

第4条

① 影響を受ける事業の救済を支援するために、所管機関は、給与及び経営運営資金に対する助成を促進するものとし、その措置は以下のとおりである。

一、給与助成金：影響を受ける事業が前条第3号の規定に適合する時点に従って、事業者が中華民国109年4月から6月まで最大3ヶ月までの従業員の給与を助成し、助成金の額は各従業員の通常給与の100分の40で計算し、各従業員の一月当たりの給与助成金額は新台幣ドル2万元を上限とする。

二、経営運営資金助成金：影響を受ける事業の従業員数に従って新台幣ドル1万元を乗じて助成金額を計算し、1回限りの助成金を提供する。

② 影響を受ける事業者は、前項の助成期間から所管機関により公告された期間内に、従業員に対して減勤休勤、減給またはリストラなど従業員の権利利益を損なう行為をしてはならず、また解散、閉鎖またはその他所管機関により公告された事項をしてはならない。

③ 影響を受ける事業が前項所定の事項に該当する場合、所管機関は、助成金を取消しまたは廃止することができ、すでに給付された助成金の全部または一部を回収することができる。

第5条

前条の助成金は、その他政府機関により定められた補助金、助成金または手当と性質を同じくする場合、いずれか1つを選択して適用しなければならない、重複してはならない。

第6条

この規則で定められた助成金の受理、審査、助成金額の発給及び関連する業務事項について、所管機関は、法人または団体に委託してこれを処理させることができる。

第7条

この規則は、公布の日より施行する。